

中医協 検-1-2  
20.7.9

平成18年度診療報酬改定結果検証に係る調査  
生活習慣病管理料算定保険医療機関における  
患者状況調査 報告書

## 目 次

1. 目的	1
2. 調査対象	1
3. 調査方法	2
4. 調査項目	2
5. 結果概要	4
(1) 回収状況	4
(2) 施設調査	5
(3) 患者調査	25
6. まとめ	38

## 1. 目的

生活習慣病の治療・指導のための診療報酬の1つとして平成14年度より、「生活習慣病指導管理料」が導入された。しかし、この「生活習慣病指導管理料」は、「指導管理等」、「検査」、「投薬」、および「注射」の費用はすべて所定点数に含まれるため、検査がなくても他の診療報酬を活用するよりも患者負担が高くなる。また3ヶ月に1回「生活習慣の総合的な指導および治療に関する計画書」を作成しなければならない等の条件が課されているため、生活習慣病の治療に適用できる他の診療報酬と比較すると算定が進まない状況にあった。

平成18年度の診療報酬改定では、こうした状況を踏まえ、より多くの医療機関で活用されるべく、「生活習慣病指導管理料」は「生活習慣病管理料」に改編され、点数も引き下げられた。また、それと同時に患者に手渡す療養計画書の様式もより具体的な内容を記載するように変更された。

本調査においては、改編された生活習慣病指導料がどの程度活用されるようになったのかという算定状況の変化と、変更された療養計画書の記載内容等の変更について、医療機関側・患者側がどのようにとらえているかについて把握することを目的として実施した。

## 2. 調査対象

### ■施設調査

全国の200床未満の病院、および内科、循環器科を標榜している一般診療所の中から無作為抽出した1,500施設を対象とした。

#### 【生活習慣病管理料の算定要件】

許可病床数が200床未満の病院又は診療所である保険医療機関において、高脂血症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者に対して、治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

### ■患者調査

上記の施設調査対象施設において、平成19年7月に生活習慣病管理料の算定を受けた患者を対象とした。

なお、調査票は1施設あたり、患者調査票を20件ずつ配布した。

### 3. 調査方法

#### ■施設調査

自記式調査票の郵送配布・回収とした。また、調査時期は平成19年7月とした。

#### ■患者調査

施設調査の対象施設に対し、患者調査のための調査票を同封し、生活習慣病管理料算定患者に対して、自記式調査票を施設より配布することを依頼した。回収は事務局宛に直接郵送で行う形とした。また、調査時期は平成19年7月とした。

### 4. 調査項目

調査項目は以下の通りである。

#### ■施設調査

図表 1 施設調査の調査項目

施設属性項目	開設主体、病診区分、42条施設併設の有無、有資格の職員体制
生活習慣病管理料の算定状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 算定の有無、算定件数</li><li>・ 算定開始/終了時期</li><li>・ 算定開始理由/算定終了理由/未算定理由</li><li>・ 今後の算定状況</li></ul>
療養計画書について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 療養計画書の作成時間</li><li>・ 療養計画書の記載内容の詳細度、記載すべき項目の充足度、目標設定の有効性、コメディカルへの説明のしやすさ、患者への説明のしやすさ、記入の手間</li></ul>
生活習慣病の治療・指導状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活習慣病患者数</li><li>・ 生活習慣病の1ヶ月あたり平均診療回数、1回あたり平均診療時間</li><li>・ 生活習慣改善のための目標設定の有無</li><li>・ 生活習慣病治療・指導の担当者</li><li>・ 生活習慣病治療・指導における自己負担の有無</li><li>・ 生活習慣病治療・指導における患者満足度</li></ul>

## ■ 患者調査

図表 2 患者調査の調査項目

患者属性項目	年齢、性別、居住地、受診医療機関区分、主疾患、服薬の有無
生活習慣病の治療・指導状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 服薬の有無</li><li>・ 治療開始時期</li><li>・ 生活習慣病治療・指導の内容と担当者</li><li>・ 生活習慣のための目標設定の有無、実行の有無、目標設定の効果、目標の達成状況</li><li>・ 身体状況の改善度合い</li><li>・ 治療・指導への満足度</li></ul>
療養計画書について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 療養計画書の受領の有無、受領回数</li><li>・ 療養計画書に対する医師の説明時間</li><li>・ 療養計画書への署名の有無</li><li>・ 療養計画書に記載された指導内容と実行の有無</li><li>・ 療養計画書の分かりやすさ</li></ul>

## 5. 結果概要

### (1) 回収状況

施設調査においては、調査票を発送した医療機関全体の有効回収数は 640、回収率は 42.7%であった。そのうち、全国の 200 床未満の病院における有効回収数は 71、回収率は 33.0%であり、内科、循環器科を掲げる一般診療所の有効回収数は 550、回収率は 42.8%であった。

患者調査においては、上記の対象医療機関で、平成 19 年 7 月に生活習慣病管理料の算定を受けた患者の有効回答数は 615 であった。

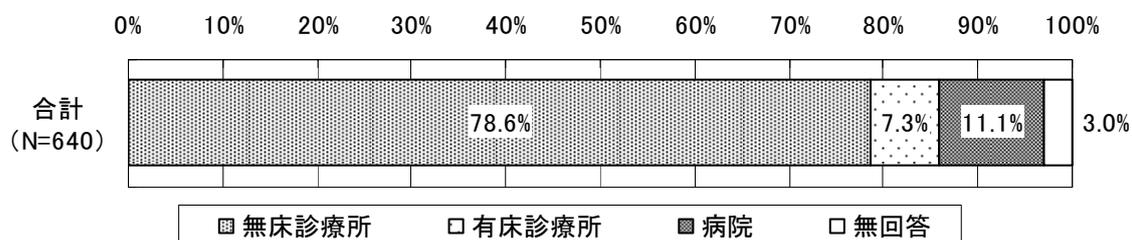
図表 3 回収状況

調査票	有効回収数	回収率
施設調査票	640	42.7%
病院	71	33.0%
一般診療所	550	42.8%
患者調査票	615	

※施設調査票については施設属性が無回答であるものもあるため、病院と一般診療所の有効回答数の合計と施設調査票の合計は一致しない。

なお、施設調査について回答のあった医療機関の施設種類については、「無床診療所」が最も多く（78.6%）、次いで「病院」（11.1%）、「有床診療所」（7.3%）であった。

図表 4 施設区分



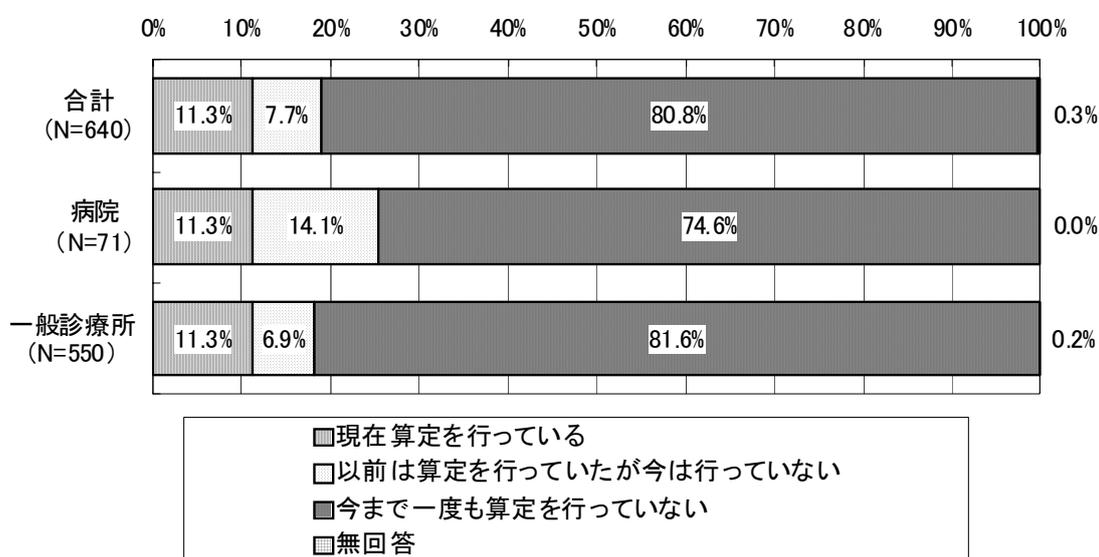
## (2) 施設調査

### ① 生活習慣病管理料算定医療機関の概況

生活習慣病管理料の算定状況をみると、全体で、「今まで一度も算定を行っていない」医療機関が大半を占め（80.8%）、「現在算定を行っている」医療機関は約1割（11.3%）であった。「以前は算定を行っていたが今は行っていない」医療機関は全体で7.7%であった。

また、病院、一般診療所別にみても、生活習慣病管理料の算定状況はほとんど変わらなかった。

図表 5 生活習慣病管理料の算定状況



生活習慣病管理料を算定している医療機関での算定患者数は、高脂血症、高血圧症、糖尿病のいずれの疾患においても、病院では平成17年、18年、19年6月で減少傾向にあるが、一般診療所では増加傾向にある。

なお、平成19年6月に生活習慣病管理料の算定を受けている患者のうち、服薬治療を受けている患者の割合は、病院では9割強、一般診療所では8割弱から9割強となっていた。

図表 6 生活習慣病管理料算定医療機関における患者数

		平成 17 年 6 月	平成 18 年 6 月	平成 19 年 6 月		
					うち服薬中	治療者に 占める服 薬者の割 合
病院 (N=8)	高脂血症	12.0 人	9.0 人	7.7 人	6.4 人	94.4%
	高血圧症	78.0 人	61.3 人	51.3 人	47.0 人	92.2%
	糖尿病	32.3 人	24.4 人	18.4 人	17.5 人	95.2%
一般診療所 (N=62)	高脂血症	12.1 人	14.8 人	18.1 人	14.8 人	79.6%
	高血圧症	27.6 人	30.4 人	36.6 人	33.3 人	91.1%
	糖尿病	7.2 人	9.4 人	12.1 人	10.1 人	83.6%

なお、生活習慣病の治療・指導を受けている患者のうち、生活習慣病管理料の算定を受けている患者は、算定を行っている医療機関においても 1 割から 3 割程度にとどまっていた。

図表 7 生活習慣病管理料算定患者の割合(平成 19 年 6 月)

		外来患者数		
			うち生活習慣病管 理料算定患者数	割合
病院 (N=4)	高脂血症	56.8 人	11.5 人	20.2%
	高血圧症	264.5 人	71.8 人	27.1%
	糖尿病	180.5 人	31.3 人	17.3%
一般診療所 (N=45)	高脂血症	103.8 人	12.7 人	12.2%
	高血圧症	197.2 人	32.1 人	16.3%
	糖尿病	61.1 人	7.8 人	12.8%

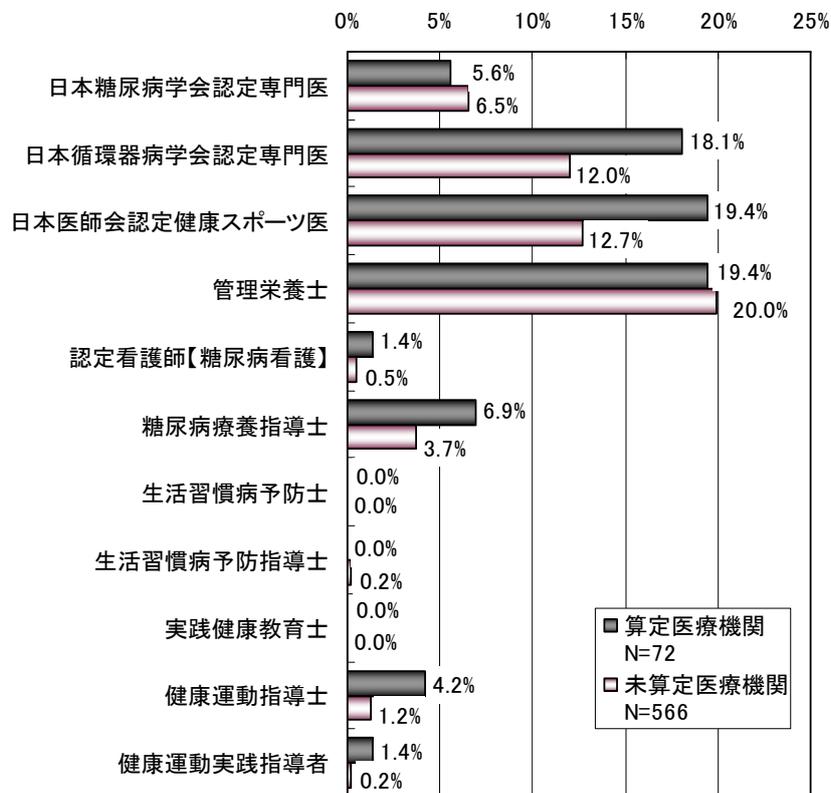
※上記集計は、外来患者数と生活習慣病管理料算定患者数の双方に記載のあった施設のみ対象とした。

調査対象機関における有資格者の状況について尋ねたところ、最も多い有資格者としては「管理栄養士」であり、生活習慣病管理料算定医療機関において 19.4%、未算定医療機関において 20.0%が配置され、指導にあたっていた。

なお、生活習慣病管理料算定医療機関と未算定医療機関における有資格者の状況で差がみられたのは、「日本循環器病学会認定専門医」(算定医療機関：18.1%、未算定医療機関：12.0%)、「日本医師会認定健康スポーツ医」(算定医療機関：19.4%、未算定医療機関：

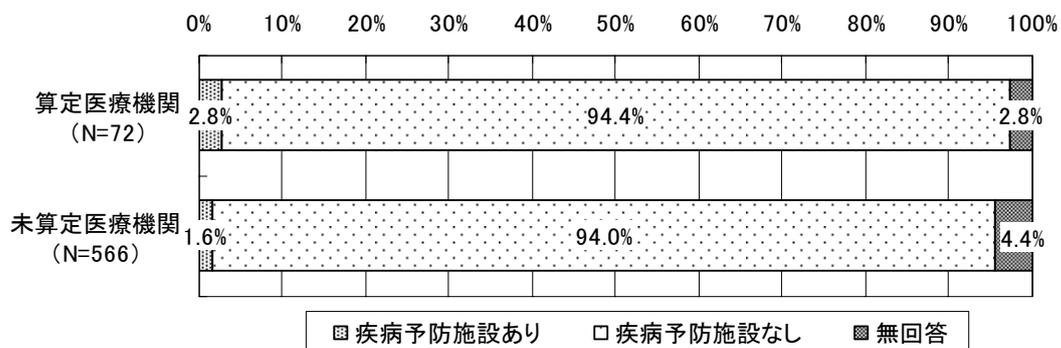
12.7%)、「糖尿病療養指導士」(算定医療機関：6.9%、未算定医療機関：3.7%)、「健康運動指導士」(算定医療機関：4.2%、未算定医療機関：1.2%)であった。

図表 8 有資格者の状況



医療法人の中には、運動実施等が可能な疾病予防施設（いわゆる医療法第42条施設）を所有している施設もある。今回の調査対象機関にこのような施設の有無を尋ねたところ、生活習慣病管理料算定機関、未算定機関ともにほとんど疾病予防施設は所有していなかった。

図表 9 疾病予防施設の所有状況

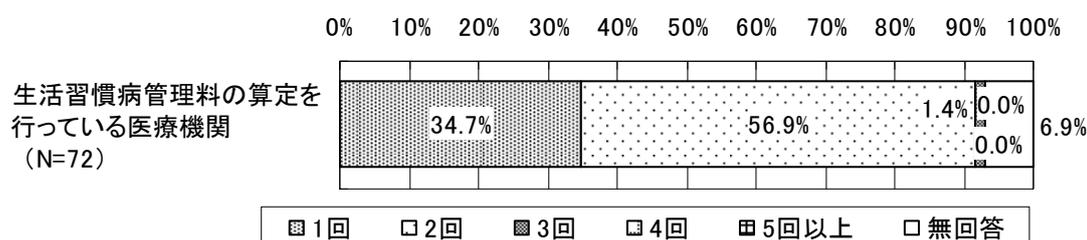


## ② 生活習慣病管理料算定医療機関における診療状況

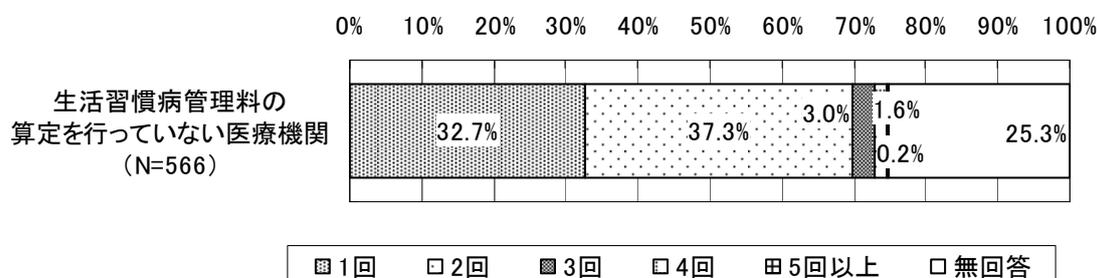
生活習慣病管理料を算定している医療機関における 1 ヶ月あたりの平均診療回数は、最も多いのが「2 回」(56.9%)、次いで多いのが「1 回」(34.7%) であった。平均は 1.7 回であった。

なお、生活習慣病管理料を未算定の医療機関においても、生活習慣病に関する 1 ヶ月あたりの平均診療回数も 1.7 回であった。

図表 10 生活習慣病管理料算定医療機関における 1 ヶ月あたりの平均診療回数  
平均:1.7 回



図表 11 生活習慣病管理料未算定医療機関における 1 ヶ月あたりの平均診療回数  
平均:1.7 回

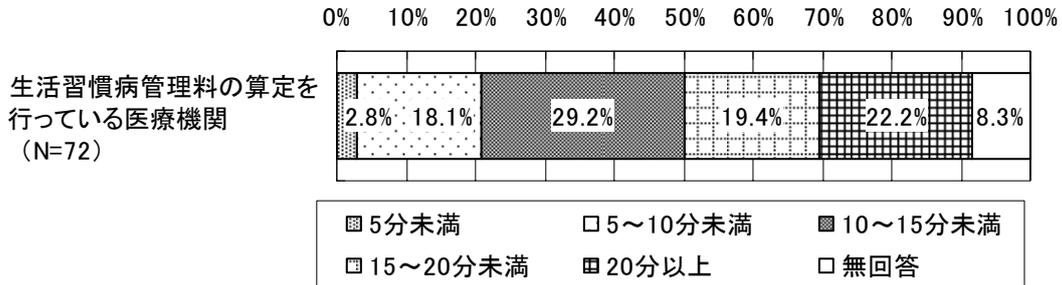


生活習慣病管理料を算定している医療機関における 1 回あたりの診療時間は、「10～15 分未満」が最も多く (29.2%)、次いで多いのが「20 分以上」(22.2%)、3 番目が「15～20 分未満」(19.4%)、下位 2 つは「5～10 分未満」(18.1%)、「5 分未満」(2.8%) となっている。平均は 13.4 分であった。

なお、生活習慣病管理料を未算定の医療機関においては、生活習慣病に関する 1 回あたりの平均診療時間は 12.2 分と若干短かった。

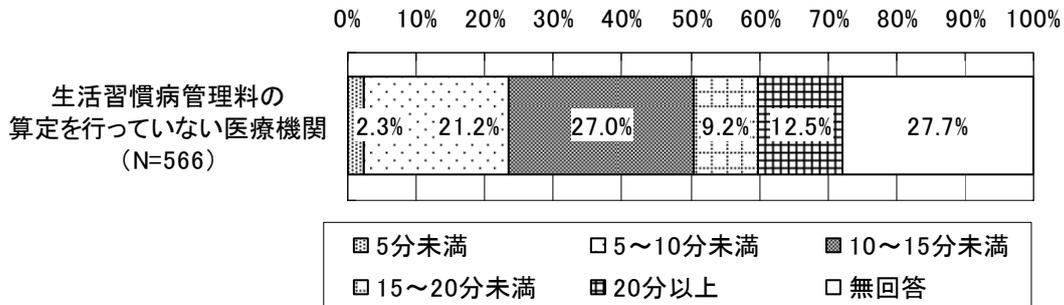
図表 12 生活習慣病管理料算定医療機関における1回あたりの診療時間

平均:13.4分



図表 13 生活習慣病管理料未算定医療機関における1回あたりの診療時間

平均:12.2分



生活習慣病管理料算定医療機関における生活習慣病治療の目標設定状況については、「行っている」が最も多く（58.3%）、次いで「患者によって違う」（37.5%）であり、まったく行っていないと回答した医療機関はなかった。生活習慣病管理料未算定医療機関と比べると、目標設定に対して積極的であった。

図表 14 生活習慣病治療における目標設定の状況(生活習慣病管理料算定医療機関)

